



平成25年2月28日

各 位

会 社 名 デジタルアーツ株式会社  
代 表 者 氏 名 代表取締役社長 道具 登志夫  
(コード番号: 2326 東証第二部)  
問 合 せ 先 取締役 管理部長 眞田 久雄  
( TEL 03-5220-1160 )

## 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年2月28日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成25年3月31日(日)を基準日として、同日(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年3月29日(金))の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数(平成25年2月28日現在の発行済み株式数にて試算)

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数   | 141,330株    |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 13,991,670株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数   | 14,133,000株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数  | 45,036,000株 |

(注) 上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成25年3月15日(金)
基 準 日	平成25年3月31日(日)(実質的には平成25年3月29日(金))
効 力 発 生 日	平成25年4月1日(月)

##### (4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても平成25年4月1日以降、次のとおり調整されます。

	株主総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権	平成17年6月20日	156,334円	1,564円
第5回新株予約権	平成19年6月21日	149,650円	1,497円
第6回新株予約権	平成20年6月24日	78,500円	785円
第7回新株予約権	平成21年6月24日	59,300円	593円

(5) その他

今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年4月1日（月）

（参考）平成25年3月27日（水）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年4月1日（月）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条の2を新設いたします。
- ③ 第6条の変更及び第6条の2の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>450,360株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>45,036,000株</u> とする。
（新設）	<u>（単元株式数）</u> 第6条の2 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
（新設）	<u>附則</u> 第6条の変更及び第6条の2の新設の効力発生日は平成25年4月1日とする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。